

証券保管振替機関の株式会社化の具体的枠組みについて

平成13年11月2日

証券受渡・決済制度改革懇談会

証券保管振替機関の株式会社化の具体的枠組みについて

平成13年11月2日
証券受渡・決済制度改革懇談会

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|----------------------------------|--|-----|
| <p>1．経営の基本方針 (1) 経営の基本方針</p> | <p>次の諸点に留意しつつ、安全性、効率性及び利便性の高い証券決済インフラを提供することにより、証券市場の機能向上に寄与し、もって国際競争力の強化を通じ、国民経済の発展に資することを、経営の基本方針とする。</p> <p>株主たる参加者による直接的なガバナンスを通じて、投資者を含めた証券保管振替制度の各利用者のニーズを踏まえた事業運営を行う。</p> <p>世界の証券決済制度のベスト・プラクティスを常に念頭に置き、国際的に通用する機能を有することができるよう、既存業務の改善と新規事業の展開に迅速かつ柔軟に取り組む姿勢を持つ。</p> <p>保管振替機関の行う業務は証券市場の重要な基盤であるとの認識のもと、ディスクロージャーを積極的に行い、公共性・公益性を維持した透明な事業運営に努める。</p> <p>常に、より証券決済リスクが低くかつ一層低廉なコストでのサービスの提供を目指す。</p> | |
| <p>(2) 財務運営の基本方針</p> | <p>原則として収支均衡で運営することとするが、新規業務への迅速な対応、運営の弾力性の確保の観点から、超過収入の取扱いについては、取締役会がその都度判断できることとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--------------|--|--|
| 2. 業務の範囲・内容等 | <p>保振法及び短期社債法の指定対象業務及び関連業務を対象とするものとする。</p> <p>(指定対象業務)</p> <p>保 振 法 ——— 株券等の保管に関する業務 (§ 4) ——— 株券等の振替に関する業務 ————— その他この法律により保管振替機関が行うこととされている業務</p> <p>短期社債法 ——— 短期社債等の振替に関する業務 (§ 8)</p> <p>(関連業務)</p> <p>保 振 法 ——— 保管振替業に関連する業務(兼業承認を受けたもの) (§ 4 の 2)</p> <p>短期社債法 ——— 振替業に関連する業務(兼業承認を受けたもの) (§ 9)</p> <p>取扱商品としては全ての有価証券とするが、現実的な対応として、今後具体化されたものから順次拡大していくこととする。</p> <p>政省令を定めるに際しては、業務範囲の拡大を弾力的に行うことが可能となるような規定振りを、当局に求めることとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の証券決済機関に期待される機能としては、海外の証券決済機関の機能を踏まえ、あらゆる有価証券の取扱い範囲の拡大など、保管振替業務の付加価値を高める多様な機能を提供できるようにすべきであり、具体的な業務範囲については、他の主体によるサービスの提供や公共性・公益性の確保に留意しつつ利用者本位の考え方にに基づき、利用者が責任と主体性を持って決定し、業務内容が具体化したものから順次導入するものとする。 ・ 当面は、株券等(優先出資証券及び日経 300 等 E T F を含む。以下同じ。) C B の保管振替業務及び短期社債等の振替業務を対象とするものとする。また、保管振替業務の附帯業務として、株券等及び C B に係る決済照合、D V P 並びに C B に係る元利金支払代理業務を対象とするものとする。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--------------|---|--|
| (3) 出資比率 | <p>設立当初の出資比率については、原則として、現在の利用度合いに応じた出資を定めることが適当である。</p> <p>出資比率の基となる利用度合いについては、株券等に係る預託、交付、振替及び保管の各手数料の合計額（割戻し前）とする。</p> <p>出資比率については、一定期間毎（例えば、2年毎）に見直しを行うこととする。</p> <p>利用者に出資を強制することはしない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資を行わない利用者があることを想定し、新会社の設立・財団からの事業譲受に向けた各参加者の出資金額は、新会社の出資額の上限である100億円を基準に算定することとする。 |
| (4) 特定者の支配排除 | <p>特定少数者による影響を排除するため、出資比率について、一定の制限を設けることとする。</p> <p>証券取引所や証券業協会等については、その公共的・公益的性格に鑑み、また、出資に応じない利用者の受皿としての機能も期待されるため、制約を設けないこととする。ただし、株主総会の特別決議との関係から、原則として、発行済株式総数の3分の1を超えないものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の会社ベースでは、独禁法を参考に、原則として、5%を出資比率の上限とする。ただし、当初の出資金額については、1社につき最大5億円を上限とする。 ・ 証券取引所等が相当程度の株式を所有したとしても、原則として、選出できる取締役は1名とする。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-------------------|--|---|
| (5) 出資に対するインセンティブ | <p>発行する株式の種類については、構造を複雑にすると運営が難しくなることから、原則として優先株は発行せず、普通株のみを発行することとする。</p> <p>インセンティブとなりうる配当を行うことを目途とする。</p> | |
| 4．財団の残余財産の処分 | <p>財団法人証券保管振替機構（以下「財団」という。）の残余財産については、今後の証券決済システム改革の中で有効に活用される方法も含め、金融・証券等の公益的な団体に帰属させる方向で検討することとし、その具体的な帰属先については、金融審議会における証券決済システム改革を巡る議論の動向等も踏まえ、改めて証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会において決定することとする。</p> <p>なお、財団の残余財産を国庫に帰属させることについては、出捐者の意図に反する措置であり、受け入れ難い。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法の解釈上及び公益法人行政の先例上、財団の残余財産を株式会社に寄附することは認められていない。 ・ 財団の残余財産の具体的な帰属先が決定するまでは、証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会は存続するものとする。 |
| 5．事業計画、収支見通し | <p>導入が予定される事業や証券市場の状況、安定配当の必要性等を総合的に勘案しつつ、原則として収支均衡で運営するものとし、必要に応じて手数料の体系の見直しや料率の上げ下げを行うなどの措置を講じることとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発に際しては、将来の業務範囲の拡大を視野に入れ、機能を極力共通化することでシステムの有効活用を図り、コストを抑制することとする。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p data-bbox="286 810 383 842">クラス</p> <p data-bbox="215 1007 371 1086">(2) 監査役 人数</p> | <p data-bbox="595 185 1518 264">原則として、各業界毎の出資比率に基づいて取締役を選出するものとする。</p> <p data-bbox="595 667 1518 746">非常勤（参加者代表以外）は、2名程度（学識経験者、発行会社関係者などから選出）とする。</p> <p data-bbox="595 810 1518 938">取締役会を実質的に機能させるため、取締役となる者は、証券決済に造詣の深い者（参加者代表にあっては、原則として、取締役クラス）とすることが適当である。</p> <p data-bbox="595 1050 1518 1129">常勤監査役1名程度、非常勤監査役2名程度の計3名程度とする。</p> <p data-bbox="595 1390 1518 1469">非常勤監査役は、現行どおり、証券界及び銀行界から各1名程度を選出することとする。</p> | <ul data-bbox="1554 185 2089 1374" style="list-style-type: none"> ・ 将来、持株会社の導入等、いわゆる「企業のグループ化」が進展することも想定されるが、この場合の取締役の選出方法については、今後、情勢変化を踏まえながら検討する。 ・ なお、この場合、将来的な方向性としては、取締役の選出については、1企業グループにつき1名とすることも検討する。 ・ 監査役は3名以上で、そのうち1名以上は、その就任の前5年間会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかった者でなければならない（商特§18）。 ・ 現在は常勤監事1名、非常勤監事2名の計3名。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|---|---|
| <p data-bbox="280 183 392 215">クラス</p> <p data-bbox="212 327 392 414">(3) 委員会 委員会</p> <p data-bbox="280 901 515 941">経営諮問委員会</p> | <p data-bbox="593 183 1523 263">取締役と同様、証券決済に造詣の深い者（参加者代表にあっては、原則として、取締役クラス）とすることが適当である。</p> <p data-bbox="593 375 1523 606">取締役会等会社の機関とは別に、参加者の意見を会社の業務運営に反映させるための仕組みとして、委員会（例えば、新規業務委員会又はその下部組織としての小委員会）を設けることとする。この場合、実務者の考え方をより良く反映させるメンバー構成（例えば、部長クラス又は次・課長クラス）とする。</p> <p data-bbox="593 662 1523 845">具体的にどのような委員会を設けるかについては、次の 経営諮問委員会も含め、会社の機関に係る次期商法改正の動き、あるいはDTC等海外のCSDの例などを参考にしながら、今後、新会社において検討することとする。</p> <p data-bbox="593 901 1523 1133">取締役を選出できない業界の少数意見を会社運営に反映させる機能、特定の参加者又は業界への利益誘導に対する監視機能、更には 会社経営の基本方針、保振制度の運営等について大所高所から政策的助言を得る機能として、経営諮問委員会を設けてはどうかとの意見があった。</p> <p data-bbox="593 1236 1523 1420">一方、新会社については、参加者が株主、取締役としてガバナンスに参加してくること、また、公益性を担保するために、参加者以外にも社外取締役を導入するため、敢えて経営諮問委員会を設ける必要はないのではないかと意見があった。</p> | <p data-bbox="1556 901 2094 1181">・ 経営諮問委員会の設置の要否については、社外取締役を含めた取締役会によるガバナンスとの関係になるが、いずれにせよ透明性の確保について配慮する必要があるとの意見があった。</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>7. 定款の基本項目</p> <p>(1) 商号</p> <p>(2) 目的</p> <p>(3) その他</p> | <p>保管振替事業運営の継続性や、現財団の名称が内外に広く認知されていることに鑑み、「株式会社 証券保管振替機構 (Japan Securities Depository Center, Incorporated : JASDEC, Inc.)」とする。</p> <p>基本的には「2. 業務の範囲・内容等」によるが、海外の証券決済機関の機能を踏まえ、あらゆる有価証券の取扱い範囲の拡大など、多様な機能を提供できるような規定振りとする。</p> <p>株式の譲渡制限を設ける。 原則として、優先株等の種類株は発行しない。 中間配当制度は設けない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新会社自ら業務範囲を縛るような規定振りはしないことが適当であるとの意見があった。 ・ 業務の内容については、取締役会で十分議論を尽くして、コンセンサスを得た上で決定して欲しいとの意見があった。 |
| <p>8. 設立手続き、業務移行方法</p> | <p>今後、速やかに新会社の設立準備会を設置し、当該準備会で設立発起人等の具体的事項を検討するなど、新会社設立の準備を進める。</p> <p>設立準備会は、参加者の属する主な業界の代表（役員クラス）及び財団の役員により構成することとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社化については、本報告書の方向に沿って行う。 ・ 委員の構成は、証券2名並びに銀行、信託、証券取引所、証券業協会及び財団各1名とする。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|--|--|
| | <p>平成14年4月1日の改正保振法全面施行後、速やかに財団から新会社への営業譲渡の認可申請を行うことを念頭に、株式会社化に係る手続きを進める。</p> <p>新会社は設立後、直ちに保管振替事業を開始することができないことから、出資金の払込みを2段階に分けるなど、新会社への出資金の有効活用が図れるような方策を検討する（具体的な日程等について当局への確認が必要）。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新会社が実際に財団から事業を譲り受け、保管振替事業を開始するまでには、財団における事業譲渡の公告、新会社における検査役の調査及び新会社への営業譲渡の認可申請に係る審査等に所要の期間が必要となる。 ・ 諸手続きの関係上、まずは限定的に出資を募って新会社を設立（発起設立。第一段階の出資。年内予定）した後、全額出資が必要な時期に改めて参加者から出資を募ることとする（第二段階の出資。改正保振法全面施行（来年4月1日）後、早い時期）。この場合、募集手続や授權資本との関係にも配慮する必要がある。 ・ 第一段階の出資に至るまでに、予め各参加者の出資割合（利用度合いに応じて算出）の計算方法を決定する予定。 |

以 上